

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条見出し中「指定職員」を「職及び職種」に改め、同条中「指定職員」を「係長及びこれに準ずる職以上の職にある職員」に改める。

別表第1中「・・・技術長」を削る。

別表第2中「助役運転士」を「准係員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「指定職員」を「係長及びこれに準ずる職以上の職にある職員」に改める。

(交通局企画総務部総務課)